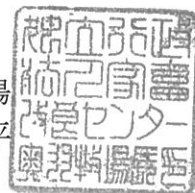


入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年1月28日

独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場
場長 菅谷 公平



1 契約概要等

- (1) 件 名 おが粉（牛舎の敷料用）の購入（単価契約）
※ 当場に納入予定の製品については、水分50%（可能な限り数値が低いもの）程度であることとし、令和8年2月25日（水）までにサンプルを提供していただき、事前に当方の同意を得ているものでなければ入札に参加出来ないこととする。
- (2) 予定数量 2,000 m³
- (3) 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 納入場所 独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場
（青森県上北郡七戸町字鶴児平1番地）
- (5) 納入方法 発注の都度、指定場所に納入
- (6) 入札方法 1 m³当たりの税抜単価を入札する価格競争入札により落札者を決定する。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）第8条及び第9条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人家畜改良センターの競争参加資格のいずれかにおいて「物品の販売」に係る等級が「A」、「B」、「C」又は「D」に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされたものであること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国又は独立行政法人家畜改良センターが別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

〒039-2567 青森県上北郡七戸町字鶴児平1番地
独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場総務課契約財産係 角田

電話 0176-62-3281 ファクシミリ 0176-62-3283

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

本公告日から令和8年2月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分（12時00分から13時00分を除く。）まで上記（1）の場所において交付する。

郵送による交付を希望する場合は、A4判が入る返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入のうえ、180円分の切手を貼付し、上記（1）の場所に送付すること。

電子媒体（ファクシミリ、e-mail）による交付を希望する場合は、上記（1）まで電話連絡すること。

(3) 入札説明会の開催

開催しない。

(4) 入札及び開札の日時、場所

令和8年3月6日（金）13時30分

青森県上北郡七戸町字鶴児平1番地

独立行政法人家畜改良センター奥羽牧場庁舎会議室

（郵便による入札の際は、令和8年3月5日（木）17:00必着とし、宛名は総務課契約財産係親展とする。持参による提出で開札に立ち会えない場合は、令和8年3月6日（金）12:00必着とする。ただし、開札に立ち合わない場合再度入札には参加できません。）

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全部免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると牧場長が判断した入札者であって、取扱規程第30条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加資格を有していない者の参加

上記2の（2）に掲げる競争参加資格を有していない者が、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受けなければならない。

(7) 入札説明書交付の際の提出書類

上記3の（2）に掲げる入札説明書の交付を受ける際には、上記2の（2）に関する資格確認通知書の写しを提出すること。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報をホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（当センターOB）の人数、職名及び当センターにおける最終職名
- 2) 当センターとの間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）